

## 静岡県社会的養育推進計画パブリックコメント実施結果

### 1 意見募集期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月22日（水）まで

### 2 意見件数等

4者20件

### 3 意見の対応区分

〔件〕 ※内訳は重複有

区分	対応	件数			
		(内訳)			
		県	静岡市	浜松市	
①	御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する	9	6	3	
②	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む	6	5	2	1
③	御意見の内容については、業務の参考とする	2	2		2
④	計画本文以外に対する意見	3		1	2
合 計		20	13	6	5

### 4 意見の分類

〔件〕 ※内訳は重複有

分類	件数	(内訳) 意見の対応区分											
		静岡県				静岡市				浜松市			
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
第1章 計画の策定に当たって	0												
第2章 社会的養育を取り巻く状況	0												
第3章 計画の基本理念及び施策体系	1		1										
第4章 代替養育を必要とする子ども数等の見込み	1												1
第5章 社会的養育の推進に向けた取組	16												
1 こどもの権利擁護の推進	1										1		
2 こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進	4	1	2				1						1
3 家庭と同様の環境における養育の推進	8	5	1	1		2	1					1	
4 こどもの自立支援の推進	3			1		1						1	
その他	2		1						1				
合計	20	6	5	2	0	3	2	0	1	0	1	2	2

- ①御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する
- ②御意見の趣旨を踏まえ、取り組む
- ③御意見の内容については、業務の参考とする
- ④計画本文以外に対する意見

静岡県社会的養育推進計画パブリックコメントの意見に対する回答

No.	頁数	意見	区分	回答・対応
1	P44	第5章2(1)ア 市町の家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組 子育て短期支援事業について現実のニーズに即した必要量等を設定し計画を策定して欲しい。	①	市町が今年度中に策定する子ども・子育て支援事業計画の内容を踏まえ、必要量等を記載しました。
2	P89	第5章3(3)ア 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化 施設の高機能化等を実現するために専門職員を加配して欲しい。また、職員の教育・育成もお願いしたい。	①	令和7年度から新たに育児指導担当職員等の専門職員を施設に配置する予算を確保するとともに、職員の専門性向上のための研修費助成を継続する旨記載しました。
3 4 5	P93 P94 P96	第5章3(3)イ 施設の多機能化、機能転換【3項目】 里親支援センター、児童家庭支援センターの必要整備数を各項目で整合させて欲しい。	①	数値を整合させるよう記載を修正しました。
6	P89 P98	第5章3(4)障害児入所施設における支援 児童養護施設等には障害児も入所することから、専門職員の配置を促進いただきたい。また、障害児入所施設において、措置入所のための定員を確保いただきたい。	①	令和7年度から新たに障害児等受入調整員を施設に配置する予算を確保したことから、3(3)アに記載しました。また、措置入所のための定員確保については、今後検討を進めていきます。
7	P1	第1章 計画の改定にあたって 社会的養育が必要な子どもたちにとって、総合的な支援計画を策定することは、未来へのひかりとなるので今後は、計画内容を確実に実行いただくようお願いします。	②	計画の進捗については、毎年、評価のための指標等により自己点検・評価を行い、明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、計画が確実に実行できるよう努めてまいります。
8	P8	第2章6(1)静岡県計画の評価 経済的な支援に加え、家庭や施設等において幼児期から児童期に豊かな生活体験や社会体験、学習体験が積み上げられることが、極めて重要である。	②	社会的養護下のこどもの習い事や通塾に係る費用を助成するとともに、自立支援等を通じて様々な体験を積むことができる環境整備を進めてまいります。
9 10	P57	第5章2(3)ア 一時保護体制の整備【2項目】 県内では、西部地域が一時保護所の空白地域となっているが、西部地域への一時保護所の新設を検討いただきたい。	②	一時保護施設については、既存施設の改修や新たな一時保護施設の設置等、ハード面の検討と併せて職員配置や組織体制等、ソフト面の検討を進めてまいります。

No.	頁数	意見	区分	回答・対応
11	P95	第5章3(3)イ 施設の多機能化、機能転換	②	施設への職員配置の拡充につきましては、児童養護施設等体制強化事業において、引き続き、支援を継続してまいります。
		施設への一時保護委託等において原籍校への通園・通学は、こどもの居場所を確保し、より安心・安全な暮らしを実現する有効な手立てであるので送迎支援職員の配置促進をお願いします。		
12	P67	第5章3(1)ア 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	③	社会的養護下で生活するこどもの家庭支援を専属で行う児童福祉司の配置につきましては、今後検討を進めてまいります。
		施設等に措置されているこどもの家庭復帰に向け、家庭支援を専属で担当する児童福祉司の配置をお願いします。		
13	P102	第5章4(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	③	現在は3か所に拠点を設置し事業を実施しておりますが、事業を実施する中で改善を要する事項が生じた場合には、実施地域や方法について再度検討してまいります。
		社会的養護自立支援拠点事業について、地域的なバランスを十分考慮の上実施いただきたい。		

- ①御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する
- ②御意見の趣旨を踏まえ、取り組む
- ③御意見の内容については、業務の参考とする
- ④計画本文以外に対する意見

静岡県社会的養育推進計画パブリックコメントの意見に対する回答

No.	頁数	意見	区分	回答・対応
1	P158	第5章3(3)イ 施設の多機能化、機能転換	①	表中に「その他(NPO法人による運営)」欄を追加し、現在の状況及び資源の必要量等に「1施設」と記載しました。
		「地域の現状」の表中3段目、里親支援センター等の実施施設数の資源の必要量が0施設となっているが、1施設ではないか。		
2	P159	第5章3(3)イ 施設の多機能化、機能転換	①	「里親支援センター」に修正しました。
		「資源の整備・取組方針」の4ポツ目に「里親家庭支援センター」とあるが、「里親支援センター」の間違いではないか。		
3	P162	第5章4(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	①	「措置解除を迎えた者等に対して、継続支援計画を策定。生活・就労支援を実施している(生活相談事業(市単独事業))」に修正しました。
		「改定前計画の達成見込み・要因分析等」の令和6年度末時点での目標の達成見込みの1ポツ目について、「継続支援計画」となっているが、( )書では社会的養護自立支援拠点事業の扱い、新たな制度の中では、「支援計画」ではないか。		
4	P132	第5章2(3)イ 一時保護におけるこどもの最善の利益	②	現状でも対応しておりますが、引き続き状況に応じて原籍校への通学支援を実施してまいります。
		原籍校への通園・通学は、子どもたちの居場所を確保し、より安心・安全な暮らしを実現する有効な手立てである。政令市を含めなるべく早期に実現できるようお願いしたい。		
5	P155 P161	第5章3(4) 障害児入所施設における支援	②	障害児を含めた様々な背景があるこどもの受入れや養育にあたっては、児童養護施設等で専門性の高い養育環境を整備し、高機能化を図っていくことから、3(3)アの「年度ごとの定量的な整備目標」のとおり取り組んでまいります。 また、障害児入所施設に必要量等につきましては、制度の在り方も含め検討を進めてまいります。
		児童養護施設等には障害児も入所することから、専門職員の配置を促進いただきたい。また、障害児入所施設において、措置入所のための定員を確保いただきたい。		
6	—	膨大な資料を作成していただき、大変な御尽力であったかと思ひます。感謝致します。	④	—

- ①御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する
- ②御意見の趣旨を踏まえ、取り組む
- ③御意見の内容については、業務の参考とする
- ④計画本文以外に対する意見

静岡県社会的養育推進計画パブリックコメントの意見に対する回答

No.	頁数	意見	区分	回答・対応
1	P181	<p>第5章2(1)イ 家庭支援事業等の整備に向けた取組</p> <p>子育て短期支援事業は、安心して子育てに取り組むためのセーフティーネットとして、重要な事業だがその社会資源は、児童養護施設のわずか3施設であり、十分ではない。資源の必要量、整備すべき見込量について、再度検討をお願いしたい。また、乳児院や里親の協力、ショートステイ里親の育成など、児童が地域から離れずにショートステイを活用できるよう社会資源の拡大に向けた計画の策定を強く願いたい。</p>	②	<p>資源の必要量及び整備すべき見込み量はこども計画にて算定を行っているところです。</p> <p>子育て短期支援事業の受託先となりえる新たな社会資源については、ご意見の趣旨を参考にし、検討してまいります。</p>
2	P194	<p>第5章2(3)イ 一時保護におけるこどもの最善の利益</p> <p>原籍校への通園・通学は、子どもたちの居場所を確保し、より安心・安全な暮らしを実現する有効な手立てである。政令市を含めなるべく早期に実現できるようお願いしたい。</p>	③	<p>一時保護児童の通園・通学に関しては、児童の安全確保を第一に考え、原籍校等と綿密に調整を図る必要がありますが、職員の配置を含め、より児童の権利擁護に繋がるよう、御意見につきましては、今後の施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>
3	P221 P225	<p>第5章3(4)障害児入所施設における支援</p> <p>児童養護施設等には障害児も入所することから、専門職員の配置を促進いただきたい。また、障害児入所施設において、措置入所のための定員を確保いただきたい。</p>	③	<p>障害児の受け入れに当たっては、児童養護施設に障害児等受入調整員を配置するなど、高機能化を図っており、計画にも引き続き専門職員の人材確保に対して必要な財政支援を行うことを記載しています。また、障害児入所施設の必要量等につきましては、今後の施策の検討の際に参考とします。</p>
4	P27	<p>第4章3(5)エ 施設で養育が必要なこども数の見込み</p> <p>施設で養育が必要な児童数の見込みが、令和11年度は50人と算定されているが、浜松市内の施設整備計画からすると、かなり少ない人数となっている。市内の施設整備計画との整合性は取れているか。</p>	④	<p>施設で養育が必要な児童数の見込みは、浜松市外に措置される児童を含みます。また、浜松市内の施設整備計画においては、浜松市外から措置を受ける定員数を含みます。そのため、整合性は取れません。</p>
5	P181	<p>第5章2(1)イ 家庭支援事業等の整備に向けた取組</p> <p>表中の「こども計画の内容を記載」との記載があるが、策定中のこども計画の内容に即して、数字を記載すべきではなかったか。</p>	②	<p>こども計画の記載内容については、数値が確定しておらず、仮の数値を公表したとしても数値に関する意見については回答できないため、このような表記となりました。</p>

